



相続・承継(財産管理・処分) リテラシー教育について考える

MUFG相続研究所 所長 こたに こういち
小谷 亨一

金融リテラシー、ITリテラシーなど、〇〇リテラシーという言葉を目にする機会があるかと思いますが、このリテラシーという言葉は、本来は「読み書き能力」を示すものでしたが、最近では「その分野に関する十分な知識や情報を収集し、かつ有効活用できる能力を意味する表現」※とされています。
※Weblioより引用(実用日本語表現辞典を情報源とする)

金融リテラシーに関しては、2016年1月に金融経済教育推進会議から金融リテラシー・マップというものが公表され、「最低限身に付けるべき金融(お金のリテラシー 知識・判断力)」の項目別・年齢層別スタンダードとして体系的かつ具体的に記したものがああります。構成は4分野、8分類(図表1)からなり、それを年齢層別(小学生/中学生/高校生/大学生/若年社会人/一般社会人/高齢者)にそれぞれ内容を定めています。

(図表1) 金融リテラシー・マップ(2016年金融経済教育推進会議)

分野	分類
1. 家計管理	①家計管理
2. 生活設計	②生活設計
3. 金融知識及び金融経済事情の理解と金融商品の適切な利用選択	③金融取引の基本としての素養 ④金融分野共通 ⑤保険商品 ⑥ローン・クレジット ⑦資産形成商品
4. 外部の知見の適切な活用	⑧外部の知見の適切な活用

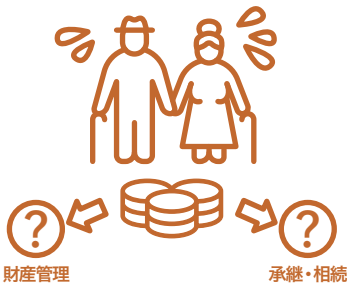


その中で金融リテラシーの必要性として、国民一人ひとりがより自立的で安心かつ豊かな生活を実現するためとされ、現代社会では、金融との関わりを持つことは避けられないため「生活スキル」として金融リテラシーを身に付ける必要があるとしています。そして国民一人ひとりの金融リテラシーが向上すれば、結果として、健全で質の高い金融商品の提供の促進や、家計金融資産の有効活用にもつながり、公正で持続可能な社会の実現に役立ち得ると考えられるとしています(消費者教育推進法においても、「公正かつ持続可能な社会の形成」が目指されています)。

また、昨年成人年齢が18歳に引き下げられたことを機に高校で導入される金融庁から発表している「高校生のための金融リテラシー講座」を見てみますと、金融リテラシーの定義として「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の良い暮らし(well-being)を達成する

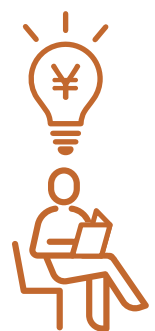
次ページへつづく▶

ために必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体」とあります。項目は、①家計管理とライフプランニング②使う③備える～社会保険制度と民間保険④貯める・増やす～資産形成⑤借りる⑥金融トラブル⑦まとめから構成されています。



実は、この講座やマップに財産管理や承継・相続に関する項目がないことに私は違和感を覚えました。これからのデジタル時代・長寿時代において、財産管理や相続・承継リテラシーは、金融リテラシーの表裏にもなる部分があると考えているからです。昨年研究所で行った調査結果でも、これらリテラシー不足から自分の生活設計や機能低下・相続などで困った時に正しい判断ができないというケースが散見されました。

これからのデジタル時代においては、財産管理は高齢者に限ったものではなく、若年層でもデジタル金融の利用率が高いことから、自分の万が一に備えたデジタル資産管理について知識を持っておくべき時代になってきています。また、相続・承継に関しても決して高齢者だけのものではなく、未成年の子どもがいる場合の相続や海外旅行に家族で行ったときの不慮の事故を想定したケースなど、特別代理人の選定や財産の所在など単に保険を活用すれば済む問題だけではないこと、また親の機能低下や相続において子どもはどのようなことを考える必要があるかなど、その知識がある場合とない場合では対処の仕方が大きく変わってきます。特に高齢時の機能低下は避けられないことであるにも関わらず、その備えが後回しの傾向にあるのが実態です。これは、自分の機能低下や死を想定することを本能的に回避したいという気持ちが働いているのかもしれませんが、とすれば、教育として知識や活用法を認知・習得しておかなければ、現在のように個々人の取組方に差が生まれ、機能低下や万が一の際に家族などが財産の所在を認識できない、本人の意思を尊重しにくいなどの事態が生じ、また相続時の手続きなどにも支障をきたすことにもなります。今後、これらのリテラシーの欠如は、地域社会の維持や相続手続きの停滞に大きく影響を及ぼすこととなります。つまり、今そこにある危機であり社会全体の課題といえると思います。



そのためにも、これらのリテラシーを身に着けることは自分及び家族にとって必須であり急務と考えていいのではないのでしょうか。

【ご参考】(図表2) 相続リテラシー・マップ(MUFG相続研究所作成)

分野	分類
1. 財産管理	①資産内容による違いを知る(不動産、動産、債務、デジタル資産)
2. 日本の相続法から現状にあった自分の相続を検討	①家族構成による違いを知る(法定相続人と法定相続分と遺留分) ②相続人が未成年、自分や配偶者の認知機能低下時の場合の相続について法律に基づいて考える(遺産分割、利益相反など)
3. 機能低下時の制度活用	③見守り契約、成年後見制度、死後事務委任契約など各種制度や契約を正しく理解する
4. 外部の知見の適切な活用	④包括ケア、士業、各専門家の活用方法について正しく理解する

意見にあたる部分は著者の見解であり、MUFG相続研究所の見解を代表するものではありません。なるべくわかりやすくするために、大幅に省略・簡略化した表現としています。個別具体的なことについては、専門家に具体的にご相談ください。本資料の無断複製、複写、転送等のご遠慮ください。

*「MUFG相続研究所」は、三菱UFJ信託銀行が資産管理・資産承継に関する調査・研究・レポート作成等の業務を対外的に行う際の呼称です。